

香川県地球温暖化対策指針

(趣旨)

第1条 この指針は、香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号。以下「条例」という。）第92条第1項の規定に基づき、事業者がその事業活動において講ずべき温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）の排出の抑制等のための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(原油換算エネルギー使用量の算定方式)

第2条 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号。以下「規則」という。）第64条第1号に規定する地球温暖化対策指針に定める方式は、別表1によるものとし、これにより原油換算エネルギー使用量を算出するものとする。

(事業活動に伴って排出される温室効果ガスの範囲)

第3条 規則第64条に定める者（以下「特定事業者」という。）は、その事業活動に伴って排出される次に掲げる温室効果ガスについて地球温暖化対策計画の作成等を行うものとする。

- (1) エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素（特定事業者が自ら使用する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）。以下「自動車」という。）の使用に伴って発生する二酸化炭素を含み、以下「エネルギー起源二酸化炭素」という。）
- (2) エネルギー起源二酸化炭素以外の二酸化炭素
- (3) メタン
- (4) 一酸化二窒素
- (5) ハイドロフルオロカーボンのうち別表4で定めるもの
- (6) パーフルオロカーボンのうち別表4で定めるもの
- (7) 六ふっ化硫黄
- (8) 三ふっ化窒素

(温室効果ガスの排出量の算定)

第4条 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素（自動車の使用に伴って発生する二酸化炭素を除く。）の算定方式は、別表6（ただし、第10条の経過措置に該当する場合は別表2も認める。）によるものとし、その排出係数（単位熱量又は単位電気使用量当たりの炭素又は二酸化炭素排出量）は別表3とする。

- 2 自動車の使用に伴って発生する二酸化炭素の算定方式は別表5によるものとし、その排出係数は別表3とする。
- 3 前条第2号から第8号までに規定する温室効果ガスの算定方式は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）の算定方法によるものとし、ガスの種類ごとに地球温暖化係数（別表4）を乗じて二酸化炭素の単位に換算し、合算するものとする。

(温室効果ガスの排出の抑制等の対策)

第5条 特定事業者は、その事業活動の特性に応じて、実施可能な対策を検討したうえ、適切かつ有効な温室効果ガスの排出の抑制のための措置を定めるものとする。

2 特定事業者は、前号で定める措置のほか、次に掲げる温室効果ガスの吸収等の措置を定めることができる。

(1) 森林の整備等（知事が別に定めるCO₂吸収量認証制度に基づく認証を受けたものに限る。）

(2) 次に掲げる経済的手法の活用（県内で創出されたものに限る。）

- ① グリーン電力証書の購入
- ② グリーン熱証書の購入
- ③ オフセット・クレジットの購入
- ④ 国内クレジットの購入
- ⑤ J-クレジットの購入
- ⑥ 非化石証書の購入

（温室効果ガス排出量の削減目標の設定）

第6条 特定事業者は、前条第1項の措置により次のいずれかの削減率を設定するものとする。

(1) 温室効果ガス排出量を基準とした目標削減率（基準年度の温室効果ガス排出量から目標年度に見込まれる温室効果ガス排出量を減じたものを基準年度の温室効果ガス排出量で除して得た数値をいう。）

(2) 原単位排出量（温室効果ガス排出量を温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値で除した値。以下同じ。）を基準とした目標削減率（基準年度の前単位排出量から目標年度に見込まれる原単位排出量を減じたものを基準年度の前単位排出量で除して得た数値をいう。）

2 特定事業者は、前条第2項の措置により削減できる温室効果ガスの量を、目標年度に見込まれる温室効果ガス排出量から差し引くことができる。

（地球温暖化対策計画書の提出方法）

第7条 特定事業者は、規則第65条第2項で定める地球温暖化対策計画書を知事に提出するときは、様式1、別表5及び別表6による書類を添えて行うものとする。

（地球温暖化対策実施状況報告書の提出方法）

第8条 地球温暖化対策計画書を提出した者は、規則第65条第5項で定める地球温暖化対策実施状況報告書を知事に報告するときは、様式2、別表5及び別表6による書類を添えて行うものとする。

（補則）

第9条 この指針の施行に関し必要な事項は、別に定める。

（経過措置）

第10条 条例第94条第1項の規定による報告のうち、報告期限が令和5年7月31日以前である報告について、同条第5項の規定により地球温暖化対策実施状況報告書を知事に報告するときは、香川県地球温暖化対策指針（以下「指針」という。）による様式2に、別表2及び別表5による書類を添えて行うものとするが、指針による様式2に、別表5及び別表6による書類を添えて行うこともできる。

附 則

この指針は、平成20年10月1日から施行する。

この指針は、平成21年10月1日から施行する。

この指針は、平成22年4月1日から施行する。

この指針は、平成23年6月14日から施行する。

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

この指針は、平成27年4月1日から施行する。なお、第3条第8号、第4条第3項の改正規定及び別表4の改正部分は、平成28年4月1日から施行する。

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

この指針は、平成30年4月1日から施行する。

この指針は、平成31年4月1日から施行する。

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

【別表1】

エネルギーの種類		エネルギー使用量			単位発熱量		
		数値 A	単位	熱量 (GJ) B = A × C	数値 C	単位	
化石燃料	原油 (コンデンセートを除く。)		kl		38.3	GJ/kl	
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kl		34.8	GJ/kl	
	揮発油 (ガソリン)		kl		33.4	GJ/kl	
	ナフサ		kl		33.3	GJ/kl	
	ジェット燃料油		kl		36.3	GJ/kl	
	灯油		kl		36.5	GJ/kl	
	軽油		kl		38.0	GJ/kl	
	A 重油		kl		38.9	GJ/kl	
	B・C 重油		kl		41.8	GJ/kl	
	石油アスファルト		t		40.0	GJ/ t	
	石油コークス		t		34.1	GJ/ t	
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)		t		50.1	GJ/ t
		石油系炭化水素ガス		千m ³		46.1	GJ/千m ³
	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)		t		54.7	GJ/ t
		その他可燃性天然ガス		千m ³		38.4	GJ/千m ³
	石炭	輸入原料炭		t		28.7	GJ/ t
		コークス用原料炭		t		28.9	GJ/ t
		吹込用原料炭		t		28.3	GJ/ t
		輸入一般炭		t		26.1	GJ/ t
		国産一般炭		t		24.2	GJ/ t
		輸入無煙炭		t		27.8	GJ/ t
	石炭コークス		t		29.0	GJ/ t	
	コールタール		t		37.3	GJ/ t	
	コークス炉ガス		千m ³		18.4	GJ/千m ³	
	高炉ガス		千m ³		3.23	GJ/千m ³	
	発電用高炉ガス		千m ³		3.45	GJ/千m ³	
	転炉ガス		千m ³		7.53	GJ/千m ³	
都市ガス		千m ³		46.0	GJ/千m ³		
その他の化石燃料							
小計 ①							
非化石燃料	黒液		t		13.6	GJ/ t	
	木材		t		13.2	GJ/ t	
	木質廃材		t		17.1	GJ/ t	
	バイオエタノール		kl		23.4	GJ/kl	
	バイオディーゼル		kl		35.6	GJ/kl	
	バイオガス		千m ³		21.2	GJ/千m ³	
	その他バイオマス		t		13.2	GJ/ t	
	RDF		t		18.0	GJ/ t	
	RPF		t		26.9	GJ/ t	
	廃タイヤ		t		33.2	GJ/ t	
	廃プラスチック		t		29.3	GJ/ t	
	廃油		kl		40.2	GJ/kl	
	廃棄物ガス		千m ³		21.2	GJ/千m ³	

	混合廃材		t		17.1	GJ/ t
	水素		t		142.0	GJ/ t
	アンモニア		t		22.5	GJ/ t
	その他の 非化石燃料					
	小計 ②					
熱	他者から 購入した熱	産業用蒸気		GJ	1.17	GJ/GJ
		産業用以外の蒸気		GJ	1.19	GJ/GJ
		温水		GJ	1.19	GJ/GJ
		冷水		GJ	1.19	GJ/GJ
		その他		GJ		
	その他 使用した熱	地熱		GJ		—
		温泉熱		GJ		—
		太陽熱		GJ		—
		雪氷熱		GJ		—
		その他		GJ		
小計 ③						
電気	電気事業者からの買電			千 kWh	8.64	GJ/千 kWh
	上記以外の 買電	オフサイト型 PPA		千 kWh	3.6	GJ/千 kWh
		自己託送 (非燃料由来の 非化石電気)		千 kWh	3.6	GJ/千 kWh
		上記以外の自己託送		千 kWh	8.64	GJ/千 kWh
		その他		千 kWh		
	自家発電	太陽光		千 kWh	3.6	GJ/千 kWh
		風力		千 kWh	3.6	GJ/千 kWh
		地熱		千 kWh	3.6	GJ/千 kWh
		水力		千 kWh	3.6	GJ/千 kWh
		その他 (非燃料由来の非 化石)		千 kWh	3.6	GJ/千 kWh
小計 ④						
合計 (GJ) ⑤=①+②+③+④						

原油換算エネルギー使用量 (kl) ⑥=⑤×0.0258

備考 この表の換算係数 (都市ガス、産業用蒸気、産業用以外の蒸気、温水及び冷水に係るものに限る。以下この表において同じ。) に相当する係数で当該燃焼の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、この表の換算係数に代えて当該係数を用いることができる。

【別表2】

エネルギーの種類		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=E-G (GJ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
		数値 D	単位	熱量(GJ) E=D×C	数値 F	単位	熱量(GJ) G=F×C		
燃 料	原油（コンデンセートを除く。）		kl			kl			
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kl			kl			
	揮発油（ガソリン）		kl			kl			
	ナフサ		kl			kl			
	灯油		kl			kl			
	軽油		kl			kl			
	A重油		kl			kl			
	B・C重油		kl			kl			
	石油アスファルト		t			t			
	石油コークス		t			t			
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）		t			t		
		石油系炭化水素ガス		千m ³			千m ³		
	可燃性 天然ガス	液化天然ガス（LNG）		t			t		
		その他可燃性天然ガス		千m ³			千m ³		
	石炭	原料炭（輸入、コークス用、吹込用）		t			t		
		一般炭（輸入、国産）		t			t		
		無煙炭		t			t		
	石炭コークス		t			t			
	コールタール		t			t			
	コークス炉ガス		千m ³			千m ³			
高炉ガス		千m ³			千m ³				
転炉ガス		千m ³			千m ³				
その他 の燃料									
小計 ①									
		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=D-F (千 m ³)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
		数値 D	単位		数値 F	単位			
都市ガス			千m ³			千m ³			
小計 ②									
		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=D-F (GJ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
		数値 D	単位		数値 F	単位			
産業用蒸気			GJ			GJ			
産業用以外の蒸気			GJ			GJ			
温水			GJ			GJ			
冷水			GJ			GJ			
小計 ③									
エネルギーの種類		数値 D	単位		数値 F	単位		H=D-F (千 kWh)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)

電 気	一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気	昼間買電		千 kWh			千 kWh		
		夜間買電		千 kWh			千 kWh		
	その他	上記以外の買電		千 kWh			千 kWh		
		自家発電		千 kWh			千 kWh		
			小計 ④						
		合計 (t-CO ₂) ⑤=①+②+③+④							

備考 別表1の換算係数に相当する係数で当該燃焼の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、別表1の換算係数に代えて当該係数を用いることができる。

【別表3】

エネルギーの種類		排出係数		
		数値	単位	
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）	0.0190	t-C/GJ	
	原油のうちコンデンセート（NGL）	0.0183	t-C/GJ	
	揮発油（ガソリン）	0.0187	t-C/GJ	
	ナフサ	0.0186	t-C/GJ	
	ジェット燃料油	0.0186	t-C/GJ	
	灯油	0.0187	t-C/GJ	
	軽油	0.0188	t-C/GJ	
	A重油	0.0193	t-C/GJ	
	B・C重油	0.0202	t-C/GJ	
	石油アスファルト	0.0204	t-C/GJ	
	石油コークス	0.0245	t-C/GJ	
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	0.0163	t-C/GJ
		石油系炭化水素ガス	0.0144	t-C/GJ
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	0.0139	t-C/GJ
		その他の可燃性天然ガス	0.0139	t-C/GJ
	石炭	輸入原料炭	0.0246	t-C/GJ
		コークス用原料炭	0.0245	t-C/GJ
		吹込用原料炭	0.0251	t-C/GJ
		輸入一般炭	0.0243	t-C/GJ
		国産一般炭	0.0242	t-C/GJ
		輸入無煙炭	0.0259	t-C/GJ
	石炭コークス	0.0299	t-C/GJ	
	コールタール	0.0209	t-C/GJ	
コークス炉ガス	0.0109	t-C/GJ		
高炉ガス	0.0264	t-C/GJ		
発電用高炉ガス	0.0264	t-C/GJ		
転炉ガス	0.0420	t-C/GJ		
都市ガス		t-C/GJ		
非化石燃料	黒液		t-C/GJ	
	木材		t-C/GJ	
	木質廃材		t-C/GJ	
	バイオエタノール		t-C/GJ	
	バイオディーゼル		t-C/GJ	
	バイオガス		t-C/GJ	
	その他バイオマス		t-C/GJ	
	RDF	0.0162	t-C/GJ	
	RPF	0.0166	t-C/GJ	
	廃タイヤ	0.0135	t-C/GJ	
	廃プラスチック（一般廃棄物）	0.0257	t-C/GJ	
	廃プラスチック（産業廃棄物）	0.0239	t-C/GJ	
	廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）、廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）から製造された燃料炭化水素油	0.0179	t-C/GJ	
	廃棄物ガス		t-C/GJ	
	混合廃材		t-C/GJ	
	水素		t-C/GJ	
	アンモニア		t-C/GJ	

熱	産業用蒸気	0.0654	t-CO ₂ /GJ
	産業用以外の蒸気		t-CO ₂ /GJ
	温水		t-CO ₂ /GJ
	冷水		t-CO ₂ /GJ
電気			t-CO ₂ /千 kWh

- 備考 1 この表の係数（都市ガス、熱、電気に係る係数は除く。以下この表において同じ。）に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、この表の係数に変えて当該係数を用いることができる。
- 2 都市ガスに係る係数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める係数とする。
- (1) ガス事業者が供給した都市ガスを使用している場合 環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数
 - (2) 前号の規定により定められた係数を用いて、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合 当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるもの
 - (3) 前2号の規定により定められた係数を用いて、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合 前2号に掲げる係数に代替するものとして環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数
- 3 熱に係る係数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める係数とする。
- (1) 蒸気（産業用のものを除く）、温水及び冷水 次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める係数
 - イ 熱供給事業者が供給した熱を使用している場合 環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数
 - ロ イの規定により定められた係数を用いて、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合 当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるもの
 - ハ イ及びロの規定により定められた係数を用いて、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合 イ及びロに掲げる係数に代替するものとして環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数
- 4 電気に係る係数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める係数とする。
- (1) 電気事業者が供給した電気を使用している場合 環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数
 - (2) 前号の規定により定められた係数を用いて、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合 当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるもの
 - (3) 前2号の規定により定められた係数を用いて、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合 前2号に掲げる係数に代替するものとして環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数

【別表4】

温室効果ガスの種類		別名	地球温暖化係数
1	二酸化炭素 (CO ₂)	—	1
2	メタン (CH ₄)	—	28
3	一酸化二窒素 (N ₂ O)	—	265
4	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	—	—
	トリフルオロメタン	HFC-23	12,400
	ジフルオロメタン	HFC-32	677
	フルオロメタン	HFC-41	116
	1・1・1・2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	3,170
	1・1・2-2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,120
	1・1・1・2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,300
	1・1・2-トリフルオロエタン	HFC-143	328
	1・1・1-トリフルオロエタン	HFC-143a	4,800
	1・2-ジフルオロエタン	HFC-152	16
	1・1-ジフルオロエタン	HFC-152a	138
	フルオロエタン	HFC-161	4
	1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	3,350
	1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	8,060
	1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236ea	1,330
	1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236cb	1,210
	1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	716
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	858
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン	HFC-365mfc	804
1・1・1・2・3・4・4・5・5・5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,650	
5	パーフルオロカーボン (PFC)	—	—
	パーフルオロメタン	PFC-14	6,630
	パーフルオロエタン	PFC-116	11,100
	パーフルオロプロパン	PFC-218	8,900
	パーフルオロシクロプロパン	PFC-c216	9,200
	パーフルオロブタン	PFC-31-10	9,200
	パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	9,540
	パーフルオロペンタン	PFC-41-12	8,550
	パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	7,910
パーフルオロデカリン	PFC-91-18	7,190	
6	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	—	23,500
7	三ふっ化窒素 (NF ₃)	—	16,100

【別表5】

事業所名	自動車 エネルギー使用量・台数													
	ガソリン (kl)			軽油 (kl)			LPG (t)			都市ガス (CNG) (千m ³)			その他 () ()	
	台数(台)			台数(台)			台数(台)			台数(台)			台数(台)	
	総台数	軽自動車除く		総台数	軽自動車除く		総台数	軽自動車除く		総台数	軽自動車除く		総台数	軽自動車除く
1														
2														
3														
合計														

エネルギーの種類	エネルギー使用量			単位発熱量		二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)
	数値 A	単位	熱量 (GJ) B=A×C	数値 C	単位	
ガソリン		kl		33.4	GJ/kl	
軽油		kl		38.0	GJ/kl	
LPG		t		50.1	GJ/t	
				排出係数		
				数値 D	単位	
都市ガス (CNG)		千m ³			t-CO ₂ /千m ³	
合計						

※ LPGの液体密度は、一般に0.50～0.60 kg/lですが、デフォルト値として0.56 kg/lを用いても構いません。

(数値把握の方法)

- 燃料法 (直接、燃料使用量を把握する方法) によるもの
- 燃費法 (車両の燃費と走行距離により燃料使用量を把握する方法) によるもの
- その他の方法 ()

集計表

区分	年度 (t-CO ₂)
エネルギー起源二酸化炭素の排出量 (別表2又は別表6)	
自動車排出の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 (別表5)	
エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量	
合計	

【別表6】

エネルギーの種類		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=E-G (GJ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	
		数値 D	単位	熱量(GJ) E=D×C	数値 F	単位	熱量(GJ) G=F×C			
化石 燃料	原油（コンデンセートを除く。）		kl			kl				
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kl			kl				
	揮発油（ガソリン）		kl			kl				
	ナフサ		kl			kl				
	ジェット燃料油		kl			kl				
	灯油		kl			kl				
	軽油		kl			kl				
	A重油		kl			kl				
	B・C重油		kl			kl				
	石油アスファルト		t			t				
	石油コークス		t			t				
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)		t			t			
		石油系炭化水素ガス		千m ³			千m ³			
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t			t			
		その他可燃性天然ガス		千m ³			千m ³			
	石炭	輸入原料炭		t			t			
		コークス用原料炭		t			t			
		吹込用原料炭		t			t			
		輸入一般炭		t			t			
		国産一般炭		t			t			
		輸入無煙炭		t			t			
	石炭コークス		t			t				
	コールタール		t			t				
	コークス炉ガス		千m ³			千m ³				
	高炉ガス		千m ³			千m ³				
	発電用高炉ガス		千m ³			千m ³				
	転炉ガス		千m ³			千m ³				
	その他の化石燃料									
小計 ①										
		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=D-F (千m ³)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	
		数値 D	単位		数値 F	単位				
都市ガス			千m ³			千m ³				
小計 ②										
非化石 燃料			エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=E-G (GJ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
			数値 D	単位	熱量(GJ) E=D×C	数値 F	単位	熱量(GJ) G=F×C		
	黒液			t			t			
	木材			t			t			
	木質廃材			t			t			
	バイオエタノール			kl			kl			
	バイオディーゼル			kl			kl			
バイオガス			千m ³			千m ³				

その他バイオマス			t			t			
RDF			t			t			
RPF			t			t			
廃タイヤ			t			t			
廃プラスチック			t			t			
廃油			kl			kl			
廃棄物ガス			千m ³			千m ³			
混合廃材			t			t			
水素			t			t			
アンモニア			t			t			
その他の非化石燃料									
小計 ③									
エネルギーの種類		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=D-F (GJ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
		数値 D	単位		数値 F	単位			
熱	他者から 購入した熱	産業用蒸気		GJ		GJ			
		産業用以外の蒸気		GJ		GJ			
		温水		GJ		GJ			
		冷水		GJ		GJ			
		その他		GJ		GJ			
	その他 使用した熱	地熱		GJ		GJ			
		温泉熱		GJ		GJ			
		太陽熱		GJ		GJ			
		雪氷熱		GJ		GJ			
		その他		GJ		GJ			
小計 ④									
エネルギーの種類		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			H=D-F (千 kWh)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
		数値 D	単位		数値 F	単位			
電気事業者からの買電			千 kWh			千 kWh			
電気	上記以外の 買電	オフサイト型 PPA		千 kWh		千 kWh			
		自己託送 (非燃料由来 の非化石電気)		千 kWh		千 kWh			
		上記以外の自己託送		千 kWh		千 kWh			
		その他		千 kWh		千 kWh			
自家発電	太陽光		千 kWh		千 kWh				
	風力		千 kWh		千 kWh				
	地熱		千 kWh		千 kWh				
	水力		千 kWh		千 kWh				
	その他 (非燃料由来の 非化石)		千 kWh		千 kWh				
	その他		千 kWh		千 kWh				

	小計 ⑤	
	合計 (t-CO ₂) ⑥=①+②+③+④+⑤	

備考 別表1の換算係数に相当する係数で当該燃焼の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、別表1の換算係数に代えて当該係数を用いることができる。

温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標及び措置

計画期間		年度～ 年度			
温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項	年度	措置の内容			
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標	温室効果ガスの吸収等	区 分		目標年度 (年度)	
				二酸化炭素換算(t)	
		<input type="checkbox"/> 森林の整備等			t-CO ₂
		<input type="checkbox"/> 経済的手法の活用			t-CO ₂
		<input type="checkbox"/> グリーン電力証書の購入			t-CO ₂
		<input type="checkbox"/> グリーン熱証書の購入			t-CO ₂
		<input type="checkbox"/> オフセット・クレジットの購入			t-CO ₂
		<input type="checkbox"/> 国内クレジットの購入			t-CO ₂
	<input type="checkbox"/> J-クレジットの購入			t-CO ₂	
	<input type="checkbox"/> 非化石証書の購入			t-CO ₂	
	合 計		①	t-CO ₂	
	温室効果ガスの排出の抑制	区 分	基準年度 (年度)	目標年度 (年度)	対基準年度比 (%)
		温室効果ガス排出量	(二酸化炭素換算(t)) ② t-CO ₂	(二酸化炭素換算(t)) ③ t-CO ₂	
<input type="checkbox"/> 差引排出量 A		(二酸化炭素換算(t)) ② t-CO ₂	(二酸化炭素換算(t)) ③-① t-CO ₂		
<input type="checkbox"/> 原単位排出量 A/B					
	温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値 B				
目標設定に関する説明					
特記事項					

(注)

- 「基準年度」は計画年度の初年度の前年度とし、「目標年度」は計画期間の最終年度とすること。
- 「温室効果ガスの吸収等」欄については、これらの措置を実施するときは該当する□にレ印を記入し、「二酸化炭素換算(t)」欄に値を記入すること。
- 「温室効果ガスの排出の抑制」欄については、削減目標を立てるに当たって指標とするものを「区分」

の欄のいずれか選択し、該当する□にレ印を記入すること。この場合において、「原単位排出量A/B」を選択した場合においても「差引排出量 A」の値は記入すること。

- 4 「目標設定に関する説明」欄には、目標年度における温室効果ガス排出量（原単位排出量）を設定するにあたっての前提条件や、想定した削減策等、どのような考えに基づき温室効果ガスの排出量の抑制等に関する削減目標を設定したのかを記入すること。
- 5 「特記事項」欄には、「温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項」の実施する年度毎に記入したもののほか、地球温暖化の防止のために取り組むこと等を記入すること

地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況

実施期間		年度					
温室効果ガスの排出の抑制等のために実施した措置の内容							
温室効果ガスの排出の量の削減実績	温室効果ガスの吸収等	区 分			実施年度 (年度)		
					二酸化炭素換算 (t)		
		<input type="checkbox"/> 森林の整備等			t-CO ₂		
		<input type="checkbox"/> 経済的手法の活用			t-CO ₂		
		グリーン電力証書の購入			t-CO ₂		
		グリーン熱証書の購入			t-CO ₂		
		オフセット・クレジットの購入			t-CO ₂		
		国内クレジットの購入			t-CO ₂		
	J-クレジットの購入			t-CO ₂			
	非化石証書の購入			t-CO ₂			
	合 計			① t-CO ₂			
	温室効果ガスの排出の抑制	区 分	基準年度 (年度)	目標年度 (年度)	対基準年度比 (%)	実施年度 (年度)	対基準年度比 (%)
		温室効果ガス排出量	(二酸化炭素換算(t)) ② t-CO ₂	(二酸化炭素換算(t)) t-CO ₂		(二酸化炭素換算(t)) ③ t-CO ₂	
		<input type="checkbox"/> 差引排出量 A	(二酸化炭素換算(t)) ② t-CO ₂	(二酸化炭素換算(t)) t-CO ₂		(二酸化炭素換算(t)) ③-① t-CO ₂	
		<input type="checkbox"/> 原単位排出量 A/B					
温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値 B							
排出量等の増減理由							
特記事項							

(注)

- 「基準年度」欄及び「目標年度」欄には、地球温暖化対策計画書（当該計画書を変更した場合にあっては、変更後の地球温暖化対策計画書）に記入した数値を転記すること。
- 「温室効果ガスの吸収等」欄については、これらの措置を実施したときは該当する□にレ印を記入し、「二酸化炭素換算(t)」欄に値を記入すること。
- 「排出量等の増減理由」欄については、実施年度の数値が基準年度の数値よりも増加・減少した理由（計画期間の最終年度に係る報告にあっては、削減目標が達成できた・達成できなかった理由を含む。）を記入すること。
- 「特記事項」欄には、「温室効果ガスの排出の抑制等のために実施した措置の内容」欄に記入したもののほか、地球温暖化の防止のために取り組んだこと等を記入すること。